

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部母子保健福祉課

法令名	児童福祉法	法令の番号	昭和22年法律第164号					
不利益処分の種類	費用徴収及び支払い命令	根拠条項	第56条第5項					
処 分 基 準	<p>小児慢性特定疾患児等に対する医療の給付を行う場合、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を第21条の5に規定する医療の給付を行う医療機関に支払うべき旨を命ずることができる。</p>							
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	母子保健福祉課	交付機関	母子保健福祉課		目次 NO